

青森県教育委員会第301回臨時会会議録

期 日 平成26年12月23日（火）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

そ の 他 県立八戸北高等学校の重大事態に関する調査報告について

平成26年12月23日（火）

- ・開会 午後3時30分
- ・閉会 午後4時18分
- ・出席者の氏名
豊川好司、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤理事、奈良教育次長、教育政策課長、学校教育課長
- ・会議録署名委員
中沢委員、野澤委員
- ・書記
外崎学、村上健

会 議

事務局からの報告

(奈良教育次長)

去る12月13日、青森市内の高等学校教諭が京都府迷惑行為防止条例違反の容疑により逮捕された。学校からの報告によると、12月9日から13日までの期間で実施した修学旅行で、宿泊していたホテルの女湯の脱衣所にビデオカメラを設置して盗撮をしたということである。本人は現在、取り調べ中であるので、現段階では詳細な状況把握はできていないが、可能な限り速やかに事件の事実関係を把握して参りたい。

(中村教育長)

今回の事件が事実とすれば、生徒を指導し守るべき立場にある教員として、絶対にあるまじき行為であると同時に、生徒や保護者の信頼を著しく損ねる行為で、極めて遺憾であり、服務規律の確保を徹底するよう県立学校長等に通知した。まずは、生徒の心のケアを第一に考え、スクールカウンセラーを派遣する等の対応をしているところである。今後とも、生徒が安心して過ごせる環境づくりに努めていくとともに、当該教諭に対しては、事実関係を確認し、厳正に対処して参りたい。

(豊川委員長)

まだ事実確認の段階ということであるが、社会的な影響が極めて大きな事案であるので、速やかに事実関係を確認し、厳正な対処を行うようお願いしたい。

議 事

その他 県立八戸北高等学校の重大事態に関する調査報告について

(中村教育長)

本日、午前10時30分、青森県いじめ防止対策審議会から「県立八戸北高等学校の重大事態に関する調査報告書」を提出していただいた。

7月30日の第1回審議会の開催に当たり、私から審議会に諮問を行ったところである。第1点目としては「いじめの有無に関する事実関係について」、第2点目としては「死に至った過程や背景について」、第3点目としては「再発防止策について」である。

これら3点について、延べ約130時間にわたり調査審議していただき、その結果を報告書としてまとめていただいたところである。

概要については、担当課長からご説明する。

(成田学校教育課長)

報告書は本編が68頁、資料編が26頁の全95頁となっている。

この報告書については、個人情報が多く含まれていることから、関係者の個人情報の保護に配慮しながら要点をまとめたものが、「県立八戸北高等学校の重大事態に関する調査報告書の概要」となっている。

1頁の「1 はじめに」で、10回にわたる審議会の開催と延べ約130時間にわたる調査審議時間などを述べた上で、前途ある若者の死について哀悼の意を述べている。

審議会の委員構成については、最後の11頁に名簿を載せている。内海青森公立大学教授を会長に、それぞれの分野を代表する方々に審議していただいた。

2頁から3頁の「2 調査の概要」では、審議会として、これまで行ってきた調査の概要が記されている。

3頁では、事実関係の確認のため、内海会長はじめ審議会委員が直接、多くの関係者への面談や聞き取りを行った内容を表に示している。

一方で、本事案ではLINE上でのトラブルが含まれていることから、いじめに関する内容がネット上に残されている可能性も考え、弁護士法に基づき県弁護士会を通じて通信各社に照会したが、残念ながら、削除されていたり、通信の秘密から入手できなかったようである。

これらの約5か月にわたる調査審議の結果が、4頁から7頁にかけての「3 県教育委員会教育長から審議会へ諮問された3つの事項について」でまとめられている。

諮問事項1「いじめの有無に関する事実関係について」であるが、いじめの有無に関しては、本生徒が書き残したメモ、本生徒の保護者との面談、学校が実施したアンケート結果などから、いじめと判断される可能性のある出来事を21項目に整理の上、その1つ1つについて検討している。

その際、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とするいじめ防止対策推進法第2条に定めるいじめの定義、文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」、及び「青森県いじめ防止基本方針」に示されているいじめの態様を判断基準としている。

結論としては、21項目のうち、本生徒に対する一部の生徒による無視や本生徒不在時での悪口等いじめと判断できる行為が7つ確認できたものである。

ただし、この7つとも、そのいじめ行為の質について審議会として3つ観点から評価したところ、「顕著な悪質性を認めるには至らず、集団生活の中で不可避免的に生じる人間関係上の衝突の範疇にある行為、あるいはその延長線上にある言動である。」と判断している。

諮問事項2「死に至った過程や背景について」であるが、ここでは、亡くなられた生徒さんが抱えていた疾病との関連が非常に大きい部分であるので、故人の尊厳に配慮して、概略だけ説明させていただく。

先ほど、法に照らして「いじめはあった」と申し上げたが、審議会ではそれが直ちに生徒さんの死につながったのかについて、生徒さんの生活記録、医療機関の受診記録、生徒さん自身が書いたブログなどをもとに検討している。

結論としては、「自殺はいじめにより直接的に引き起こされたものではなく、重度の摂食障害と抑うつや体調不全、友人関係、学業成績、孤立への不安、自尊心や自己評価の著しい低下などの幾重にも重なった複合的因子により引き起こされた。」と判断している。

また、本生徒の摂食障害については、医学的な分析により、「中学校時代からその素地があったものと考えられ、本事案におけるいじめと摂食障害の直接的な因果関係は認められなかった。」とも述べた上で、「本生徒の死を“いじめられたから自殺した”と考えるのは、むしろ本生徒の17年の人生を正当に評価していないと考えられる。本生徒は、もっと多くの困難と必死に闘っていた。」と述べている。

諮問事項3「再発防止策について」では、本生徒が周りの生徒と対立したきっかけが、携帯端末の無料通信アプリケーションLINE等のソーシャルネットワーキングサービスでおこったことであり、教員や保護者が気づきにくく、気づいたとしてもその実態が分かりづらいという状況にあった。

このことを踏まえた上で、提言1として、「子どもを取り巻く状況の把握力を高める」とし、学校及び家庭とも携帯端末やソーシャルネットワーキングサービスの利用実態や、その社会的、心理的影響に関する理解が不十分であるとし、啓発活動、教員研修の充実を求めている。

また、提言2として「教育相談体制の更なる整備を図るなど学校を支援する体制の拡充を図る」とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や配置の拡充を図ることを求めている。

提言3として、「学校・家庭・地域との連携を図ること」とし、いじめ防止対策推進法について生徒及び保護者に説明する機会を設けること、また、これまで以上にPTAや関係機関との連携を図り、地域全体で子どもを見守り、育てていくという認識を共有することの重要性を指摘している。

「4 おわりに」では、自殺は防ぐことが出来る死であることから、関係者全員に対し、子どもが抱えている悩みや苦しみを、少しでも早く汲みとれるよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもを見守っていくことを審議会としての要望として述べている。

報告書の内容については、遺族への報告が第一と考え、報告書をいただいた後、直ちに直接持参し、内容をお伝えする予定となっている。

(豊川委員長)

審議会委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず、専門的な立場から詳細な調査を行っていただき、この場をお借りして感謝申し上げます。それでは、ただいまの報告について、委員の皆さんからご意見を伺いたいと思う。

(野澤委員)

本日午後1時半からの教育委員ミーティングで、中村教育長と成田学校教育課長から詳細な説明を受けたが、審議会のメンバーの方々には大変踏み込んだ答申をしていただいたと思っている。女性の視点でということで、荒谷委員を審議会の臨時委員に任命したのは非常に良かったと思う。長い時間をかけて丁寧に審議した調査報告書であるので、この報告書をよく読み解いて、良い意味で乗り越えていければと思っている。

(中沢委員)

審議会の皆さんにはまず、「ご苦労様でした」と申し上げたい。私としては、この結果

をしっかりと受け止めたいと思っている。このようなことが二度と起きないようにするにはどうすればいいのか、私たちは青森県の子どもたちをどう育てていけばいいのかということを考えながら、先生と親のコミュニケーションや信頼関係を大事にするとか、生徒との信頼関係をまず築いていくといったことからやっていくのがまず大事ではないかと思っている。

(豊川委員長)

諮問事項2のところで「医学的に分析した」とあるが、精神医学というのはここまで進んでいるのか。

(成田学校教育課長)

今回の場合は、周囲が子どもの状態について早く状況をキャッチして、専門医で診察を受けていればこのような事態にはならなかったのではないかということで、そのような記述になっている。

(野澤委員)

諮問事項1のところで、「悪質性」とあるが、どういう基準で判断したのか。

(成田学校教育課長)

「悪質性」という言葉は、それが犯罪に結びつく行為なのか、道徳的概念で収まる段階なのかという意味で使っている。

(野澤委員)

提言2のところで、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員配置」とある。それについて、教育長はどういう認識でいるのか。

(中村教育長)

小・中・高等学校、特別支援学校の学校の先生方からは、「教員で対応していてもなかなか踏み込めなかったところが、スクールカウンセラーの指導を受けて心を開いた」、「生徒だけでなく、保護者の方を含めて話し合いを持つことによって糸口が見えた」といった事例が報告されている。県としても、スクールカウンセラーを増やしたいという気持ちはあるが、なかなか資格を有する方が多くないという現実もある。これまで、公募したり、色々なところをまわってお願いしたりして、少しずつではあるが、スクールカウンセラーの増員配置に取り組んできたが、これからもさらに加速して対応して参りたいと考えている。

(野澤委員)

昔のイメージからすれば、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの方々は、教員OBとかある程度限られた範囲で捉えてきたと思う。今回の審議会のメンバーを見れば、各専門分野の方々から構成されているが、我々や学校現場がなかなか気づけな

かったところに踏み込んでいる。そういった総合的な状況判断やアドバイスができる体制というのが大事であると思う。

(中沢委員)

提言のところで「自殺予防教育」とあるが、これについてはどう認識しているのか。

(成田学校教育課長)

文部科学省では、平成26年4月に「学校における自殺予防教育導入の手引」を発表しており、先般、県立学校へも配付したところである。その手引によると、「子どもを対象として自殺予防教育を実施する場合には、予想外の事態が起きないように適切な前提条件を整えたうえで、効果的かつ安全な教育を進める必要がある」とされている。具体的には、学校・保護者・地域の精神保健の専門家といった関係者の間で、「自殺予防教育について共通認識を得ておく必要があること」、「適切な教育内容とすること」、「生命を尊重する教育や心身を育む教育、温かい人間関係を築く教育など、自殺予防教育を導入するうえでの下地づくりとなる教育の充実が必要であり、これらの状況を整えずに実施した場合には、不測の事態が発生する可能性もあるので、十分注意して行う必要がある」とされている。このことから、自殺予防教育の実施に当たっては、十分に調査・研究し、しっかりとした関係者の合意形成や条件整備をしたうえで慎重に進める必要があると考えている。

(野澤委員)

一番大事なのは、普段の力強い、元気な子どもの育て方である。逆にそれが心の締め付けになってはいけないので、教育委員会としては十分注意していく必要がある。

(豊川委員長)

それでは、提言事項を踏まえて、教育委員会として今後どうすべきかということについて委員の皆さんからご意見をいただきたい。

(野澤委員)

提言の中で、「第三者的な支援組織の導入」とある。これについては、今後の課題として理解すれば良いか。

(成田学校教育課長)

これは、学校という立場を離れた第三者のことを指している。例えば、精神福祉センターのような所の臨床心理士や社会福祉士などが今回のような事案が起こった場合に学校に出向いて行って、教員ではない立場からどこネットワークを作ればいいのか、どういう相談をどこでやればいいのかといったことをサポートするものである。

(豊川委員長)

P T A連合会から配付されたチェックリストとはどういうものか。

(成田学校教育課長)

各学校のPTAでは、PTA連合会が作ったチェックリストを関係者に配付して、何かあった場合にはそのチェックリストをもとに適切な対応を行いましょうということになっているようであるが、これをもっと浸透させて活用すべきであるとの提言である。

(野澤委員)

先ほど、追加資料ということでチェックリストをいただいた。なかなか具体的なものがない中で、少しでもこういった具体的なものがあるのはありがたいことだ。是非、進めていきたい。

(中村教育長)

学校では、毎年、いじめに関するアンケートをやっているのですが、その中にチェックリストの要点を溶け込ませることもできると思う。ただ、チェックは学校だけでやるということではなくて、保護者の側からも、両方からチェックして、保護者と学校が情報を交換し合っただけ子どもたちを見守っていきましょうということのようであるので、その辺は機会を捉えて相談させていただいて、活用していきたいと考えている。

(豊川委員長)

提言の最後に、子どもたちの発育段階における「発達の節目」とあるが、これはどういう意味か。

(成田学校教育課長)

医学の世界で使われる言葉だと聞いている。9歳、10歳の年代は、大幅に発達状況が変わる。例えば、急激に言語を獲得するとか、急激に行動様式が変わるとか、そういった大きな変化がある。この時に、保護者あるいは学校がどのように子どもたちに対処していくのかが大事だと伺っている。

(杉澤委員)

本当に尊い生命が亡くなってしまったということは非常に無念であり、17年間、一生懸命生きたという事実を我々も把握して、尊重してあげて、いじめという状況がなくなるように祈るばかりである。社会が変遷している中で、ソーシャルメディアネットワーキングの対応も早急に進めなければならないと思っている。

(豊川委員長)

何かあれば養護教諭が対応することになると思うが、この方たちは専門ではないので、そういった意味では、カウンセラーの配置をしっかりとやる必要があるのではないか。

(中村教育長)

まずは、教員の対応力や気づきといったところを全ての教員が高めていく必要がある。そして、担任、部活動、養護教諭と様々な角度から子どもたちを見ているわけであるので、

その情報を共有する体制をしっかりと組んでいく必要がある。その中で、専門的な分野の方々からお力をいただきながら、総掛かりで対応していく必要があると考えている。

(中沢委員)

学校現場の先生方が子どもたちの様子に気づく、気づいてあげる。そこをまずは充実していきたいと思う。

(野澤委員)

こういった提言をいただいたので、審議会委員の方々とお話しして、報告書の内容について理解を深める機会を作っていたいただきたいと思う。

(豊川委員長)

私もそういう機会があった方が良くと思うので、検討したい。

(中村教育長)

今回の審議については、公平性・中立性に配慮して、審議会に委ねてきたということである。審議会の役割は、いじめ防止に関する様々な提言をするということであるので、今回の事案とは別に、「青森県としてできることは何か」ということについてお話しする機会を設けることはできると思う。

(豊川委員長)

県立八戸北高等学校の重大事態に関する調査報告の件については了解した。最後に、私の方から一言申し上げたい。

このたびの件では、将来に希望を抱くべき前途ある生徒さんが様々な悩みを抱えながら、志半ばにして死を迎えるという悲しい事態となったが、亡くなられた生徒さんの苦しみはいかばかりだったろうと、今改めて、思いを致している。教育委員会としては、このようなことは二度とあってはならないと強く感じているところであり、今回の調査結果をしっかりと受け止め、提言事項を着実に実行していかなければならないと考えている。学校をはじめ、関係者の皆さんには、本日の議論を踏まえ、しっかりとした対応をお願いしたい。

(中村教育長)

今回の重大事態の事実関係を明確にするための調査に当たっては、亡くなられた本生徒の保護者の方をはじめ、医療機関関係者、中学校時代に関わりのあった教員や生徒、県立八戸北高等学校の教員や生徒から、資料提供や聞き取りなど、様々ご協力をいただいた。

また、いじめ防止対策審議会の委員の皆様には、それらの情報をもとに、中立性・公平性を確保しつつ、専門的見地から調査審議を尽くされ、本日、報告書として取りまとめていただき、感謝申し上げる次第である。

本審議会においては、「いじめの有無」について、法に定められているいじめの定義や、基本方針に示されているいじめの態様を基準としながら、ご検討いただいたものと認識している。その結果、無視や悪口などのいじめがあったものの、顕著な悪質性は認められず、

集団生活の中で不可避免的に生じる人間関係上の衝突の範疇にある行為であると判断されている。

いじめがあったこと自体については、人の心の痛みが分かり、他人の人格や人権を大切にするなどの人間尊重の精神を育む取組を充実させていくことが大切であると考えている。

また、「死に至った過程や背景」については、本生徒の死が、いじめにより直接的に引き起こされたものではなく、摂食障害、友人関係、成績など幾重にも重なった複合的因子により引き起こされたと結論づけられたところであるが、いずれにしても、かけがえのない命が失われてしまったことは痛恨の極みであり、生徒さんの御冥福をお祈りするばかりである。

私としては、先ほど皆さんからご提言いただいたことをしっかりと踏まえ、また、報告書を重く受け止めて、このような悲しい出来事が二度と起こらないよう、報告書にある再発防止策を踏まえながら、これまで以上に学校と一丸となって、いじめ防止に向けた取組を積極的に進めて参りたいと考えている。